

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	森眼科内科医院	4210421899	長崎県諫早市八坂町5番 3号	無し

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年9月26日 令和6年度決算の決定

令和7年7月31日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 森眼科内科医院
 所在地 長崎県諫早市八坂町5番3号

貸 借 対 照 表
 (令和 7 年 7 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	163,491	I 流 動 負 債	19,510
II 固 定 資 産	83,455	II 固 定 負 債	97,064
1 有 形 固 定 資 産	67,363	負 債 合 計	116,574
2 無 形 固 定 資 産	331	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	15,760	科 目	金 額
		I 基 金	0
		II 積 立 金 (うち代替基金)	130,372
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	130,372
資 産 合 計	246,945	負 債 ・ 純 資 産 合 計	246,945

様式4-2

法人名 医療法人 森眼科内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市八坂町5番3号

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 7 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	272,428
2 事業費用	251,788
本来業務事業利益	20,640
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	20,640
II 事業外収益	2,958
III 事業外費用	605
経常利益	22,993
IV 特別利益	2,457
V 特別損失	
税引前当期純利益	25,450
法人税等	81
当期純利益	25,369

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 森眼科内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市八坂町5番3号

財 産 目 録
(令和 7 年 7 月 31 日現在)

1. 資 産 額	246,945 千円
2. 負 債 額	116,574 千円
3. 純 資 産 額	130,372 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	163,491
B 固 定 資 産	83,455
C 資 産 合 計 (A+B)	246,945
D 負 債 合 計	116,574
E 純 資 産 (C-D)	130,372

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 森眼科内科医院

理事長 森 茂 殿

私は、医療法人 森眼科内科医院 令和6年会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年9月25日

医療法人 森眼科内科医院

監事 峯 君子

